

小樽市職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、関係職員の懲戒処分を行いました。

記

- 1 懲戒処分年月日 平成30年9月25日
- 2 懲戒処分の内容 免職
- 3 職員の所属部局 小樽市立病院
- 4 職員の職 一般職
- 5 年代 50代（女性）
- 6 概要等

平成18年6月1日に市内から市外へ転居したとして、賃貸住宅である旨を記載した住居届を提出し、これまでの間、住居手当を受給していたが、同居している貸主との関係を調査する中で、同日付で住民登録が市内の別の場所のアパートに異動していることが分かり、当該職員からの事情聴取や現地調査などを行ったところ、住居手当及び通勤手当の不正受給とタクシーチケットの偽装工作が判明した。

7 不正受給額及び損害額

10,490,259円（平成18年6月～平成30年8月）…全額返還済み
（内訳 住居手当：3,969,000円、通勤手当：5,045,259円、
タクシー代差額：1,476,000円）